

## 繰上償還を行った際の保証料補給金の返還について

保証料補給は、当初の融資期間の保証料に対して行っております。従って、当初の期間を繰上げて完済した場合は、補給金の一部を返還していただく必要があります。

○ 返 還 額 下記の計算式により算出します（1円未満切捨て）

$$\text{返還額} = (\text{保証協会から}) \text{事業所への返還額} \times \frac{\text{市補給金額}}{\text{保証料額(県補助を控除した額)}}$$

○ 返還の例 (1) 福井県経営安定資金を利用し(a)、その後繰り上げて完済した(b)。

(a) → 保証料を補給します

(b) → 補給金の一部を返還してください

(2) 福井県経営安定資金を利用し(a)、その後資金繰り円滑化支援資金を利用し(b) 経営安定資金については完済した(c)

(a) → 保証料を補給します (b) → 保証料を補給します

(c) → (a)の補給金の一部を返還してください

※ (2)のケースは返還があることを市が把握できますが、(1)のケースについては把握できない場合がほとんどです。返還の申請を必ず行っていただくようお願いいたします。

○ 返還申請 保証協会より事業者に対し「返戻保証料の振込についてのご案内」が届いた後、速やかに返還申請を行ってください。その後、事業者に対し納付書を送付します。

○ 申請書類 敦賀市信用保証料補給金（セーフティネット融資）返還報告書（様式第5号）  
福井県信用保証協会が発行した信用保証書の写し  
福井県信用保証協会「返戻保証料の振込についてのご案内」の写し